

# 防災訓練で負傷等をした場合の補償のご案内

町内会や自警団、自主防災組織等で防災訓練を行った際に事故が発生し、負傷・死亡・入院等をした場合の補償制度を案内します。この2制度は補償の併給が可能です。

## <町会行事災害補償制度について>

防災訓練等の、町内会が主催する行事に参加した人または他の団体が主催する行事に町内会として参加した人が、事故により負傷等をした場合、その程度により補償金が支払われます。

白山市町会連合会(市総務課内)では、町内会が本制度に加入した場合、その掛金の一部を補助しています。町内会が本制度以外の補償制度に加入している場合、補償内容や併給の可否等は加入先にお問い合わせください。

制度の提供者	石川県町会区長会連合会
制度の取扱窓口	石川県町会災害補償制度取扱窓口(株式会社トップ保険)
対象となる 主な町会行事	・スポーツやレクリエーション行事(運動会、盆踊り、ラジオ体操など) ・奉仕や文化行事(祭礼、除雪、資源回収、防災訓練など) ・運営活動(会議、集金、書類配布など)
対象にならない 主な事故	・参加者の故意又は重大な過失による事故 ・酒気帯び運転や無資格運転での事故、宿泊を伴う行事の最中の事故 ・実際の火事や災害での事故※
支払われる 保険金	死亡補償、後遺障害補償、入院補償、手術補償、通院補償 注意: 医師の診断に基づき、負傷等の程度により定額が支払われます (治療費の実費は対象となりません)

※実際の火事や災害において、消火や防災活動中に負傷等をした場合は公務災害として、補償を受けられる場合があります。

## <防火防災訓練災害補償等共済制度について>

白山市は、**市内の自主防災組織等が自主的に行う防災訓練**で事故が発生し、負傷等をした方への補償を行うため、本制度に加入しています。

制度の提供者	公益財団法人 日本消防協会
対象となる 訓練	・市町村や消防機関が主催する訓練 ・自主防災組織や町内会、自警団、自衛消防隊等が主催する防火防災訓練で、事前に市町村や消防機関に訓練計画の届出を行い、市町村や消防機関が認めた訓練※
損害賠償に 対する填補	<b>損害賠償死亡一時金、損害賠償障害一時金</b> ・市町村が法律上の損害賠償責任に基づき賠償を行う場合
災害補償に 対する填補	<b>災害補償死亡一時金、災害補償後遺障害一時金、入院療養補償、 通院療養補償、休業補償</b> ・市町村が法律上の損害賠償責任に基づかず補償を行う場合

※本制度の利用は事前の届出が必要です。訓練の前に、市役所へ訓練届出書を提出してください。

## <お問い合わせ>

白山市 総務部 危機管理課  
〒924-8688 石川県白山市倉光二丁目1番地  
電話 076-274-9536 FAX 076-274-9535  
メール kikikanri@city.hakusan.lg.jp